

様式第1号（第4条関係）

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪広域連合諏訪広域消防職員大型自動車免許取得費補助金
補助事業等の標目	大型自動車免許の取得を促進し、大型車両の運転範囲を拡大することで、消防職員の安全かつ効率的な活動を支援し、災害現場や救助活動において迅速かつ安全な活動体制を確立し、緊急時の対応能力を向上させる。
補助事業等の対象者	次の各号のいずれにも該当する諏訪広域消防の職員。 (1) 消防士長、消防副士長又は消防士の階級にある職員。ただし、次に掲げる者を除く。 ア 他の地方公共団体から派遣されている職員 イ 定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員 (2) 大型自動車を運転することが想定される職員 (3) 教習所に大型免許の取得を目的として入校する職員 (4) 過去にこの補助金の交付を受けていない職員 (5) 補助金の交付決定日から起算して5年以上在職する職員
補助対象経費	(1) 教習所への入校に要する経費 (2) 教習所での技能教習及び学科教習の受講料・教習所への入校後、最初に受ける修了検定及び卒業検定の受検料 (3) その他広域連合長が必要と認める経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	補助対象経費の合計額の1/2以内（1,000円未満切捨て）とし、13万円を限度とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	実績報告により補助事業の内容を審査及び検査のうえ、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和8年4月1日
補助事業等の終了時期	未定 【終了時期が3年を超える場合の理由】 大型自動車免許未取得の職員数に応じて取得を達成するため。
情報の公表の方法等	この補助金等取扱基準及び年度ごとの補助事業者、補助事業件数、補助金交付額、評価の内容等を諏訪広域連合ホームページにて公表する（地方公会計による公表分も含む）。
その他	1 退職した職員に係る補助金の返還額については、諏訪広域連合補助金等交付規則によるもののほか、次のとおり定める。 (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項の規定により免職し、若しくは同条第4項の規定により職を失い、又は同法第29第1項の規定により免職した場合：交付された補助金の額の全額 (2) 上記以外の場合：交付された補助金の額から、交付された補助金の額を5で除した金額に補助金の交付を受けてから諏訪広域消防の職員として在籍した年数（当該年数が1年に満たない年があるときは、その年を含めないものとする。）を乗じて得た額を除いた額

	<p>2 この取扱基準による事業において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 大型自動車免許：道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定するものをいう。</p> <p>(2) 消防士長、消防副士長又は消防士の階級にある職員：諏訪広域連合諏訪広域消防吏員の階級、服制及び貸与品に関する規則（平成12年諏訪広域連合規則第17号）第2条第1項に規定するものをいう。</p> <p>(3) 他の地方公共団体から派遣されている職員：地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定又は地方公務員法第39条第1項の規定による研修として他の地方公共団体から派遣されているものをいう。</p> <p>(4) 定年前再任用短時間勤務職員：地方公務員法第22条の4第3項に規定するものをいう。</p> <p>(5) 暫定再任用職員：地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定するものをいう。</p> <p>(6) 教習所：道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所をいう。</p> <p>(7) 免許証：道路交通法第92条第1項に規定するものをいう。</p> <p>(8) 特定免許情報：道路交通法第95条の2第1項に規定するものいう。</p> <p>(9) 特定免許情報が記載された書面：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システム又は警察庁が開発した免許情報記録の読み取りのアプリケーションに表示されたものを印字したものをいう。</p>
提出書類	<p>(1) 諏訪広域連合諏訪広域消防職員大型自動車免許取得費補助金交付申請書（様式第1号-1）</p> <p>(2) 諏訪広域連合諏訪広域消防職員大型自動車免許取得費補助金実績報告書（様式第3号-1）</p> <p>(3) 諏訪広域連合諏訪広域消防職員大型自動車免許取得費補助金交付請求書（様式第5号-1）</p> <p>諏訪広域連合補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
担当部署	消防本部総務課

令和8年2月12日 制定（令和8年4月1日 施行）